

株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

平成 22 年 3 月 23 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

振替投資信託受益権（以下「ETF」という。）については、昨年7月、制度利用者の事務処理の効率化及び利便性の向上を図るとともに、決済に伴うリスクを軽減する目的から、信託設定時の新規記録手続に係るCSVアップロード機能の追加及び交換時の抹消手続に係る処理時限の変更等を実施している。

今般、ETFの発行者、受託会社（再信託をしている場合には、再信託受託会社。以下同じ。）及び販売会社である機構加入者（以下「機構加入者」という。）からの要望を受け、ETFの信託設定時の新規記録手続及び交換時の抹消手続に係る制度について、更なる整備を図ることとし、株式等の振替に関する業務規程（以下「規程」という。）等について所要の改正を行う。

また、金融商品取引所において、ETFが上場廃止されたことから、ETFに係る取扱廃止の手続を整備するにあたり、規程について所要の改正を行う。

なお、今般の改正にあわせて、形式的な文言の修正等、所要の規定の整備を行う。

2. 改正概要

(1) 信託設定時の新規記録手続

ETFの信託設定時の新規記録手続において、「発行口」(機構が便宜的に設ける帳簿中の欄であって、新規記録通知の内容を一時的に記録するためのものをいう。

「発行口」を設けることにより、発行者、受託会社及び機構加入者が、新規記録に係る内容を事前に確認することにより、超過記録発生リスクを軽減することが可能。)を新設するほか、新規記録手続について所要の整備を行う。

(規程第276条、規則第354条の2、同別表3等)

(2) 交換時の抹消手続

ETFの交換時の抹消手続において、「交換時抹消予定情報通知」(交換に係る抹消により減少記録されるETFの情報の通知をいう。当該通知は、機構加入者の指定区分口座に当該抹消予定口数以上の残高がある場合のみ受付可能とし、受付後抹消日までの間、当該残高が確保される。)及び「抹消口」(機構が便宜的に設ける口座で、交換に係る抹消により減少記録されるETFの口数に係る情報を一時的に記録するための口座をいう。「抹消口」を設けることにより、ETFの交換時における機構加入者によるETFの抹消申請と受託会社による株式等の振替請求のいず

れか一方しか実行されないリスクの軽減が可能。)を新設するほか、交換時抹消手続について所要の整備を行う。

(規程第 3 節の 2、規則第 355 条の 2、同別表 3 等)

(3) 取扱廃止の手続

口座管理機関が加入者の口座を開設する際に、当該加入者との間で締結をしなければならない契約に含める事項として、E T F の取扱廃止に際し、発行者が受益証券を発行するときは、当該加入者は、当該口座管理機関に対し、発行者に対する受益証券の発行請求の取次ぎを委託することのほか、E T F の取扱廃止に係る所要の改正を行う。

(規程第 25 条第 34 号及び第 35 号)

(4) 所要の規定の整備

形式的な文言の修正等を行う。

(規程第 2 条第 17 の 2 号、同第 25 条第 25 号、同第 273 条、同第 277 条、規則第 11 条、同第 13 条等)

3 . 施行日

この改正規定は、平成22年 5 月24日から施行する。ただし、2 . (3) の改正規定については、平成22年 3 月23日から施行する。

以 上